

台湾

上智大学法学部教授
町野 朔

台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム

町野朔(上智大学法学部)

第 1 部 報告

問題の背景

1 加害者更生プログラムの問題

2001年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、日本DV法)25条は、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」、いわゆる加害者更生プログラムの調査研究の推進に努めるべきことを規定している。同法はアメリカ法を参考にしながら作られたものであり、保護命令、配偶者暴力支援センターの設置などDV被害者の保護を規定したが、DV対策のもう一つの柱である加害者更生プログラムの導入までは至らなかったためである。附則3条の予定する3年を目途とした見直しにおいても、加害者更生プログラム導入の是非、その方法のいかんは、重要な問題の一つである。

2 台湾DV法と日本DV法

(1) 台湾DV法と韓国DV法

DV法は、1997年の韓国(家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法。以下、韓国DV法)、1998年の台湾(家庭暴力防治法。以下、台湾DV法)において、すでにアジアにおいて成立していた。法文化において日本より家族主義的傾向が強く、夫権も強大なものと考えられてきた両国が、日本に先行してDV法を成立させ、しかも、加害者更生プログラムも規定しえたことは、興味ある事実である。

そのうちでも、台湾DV法は、立法直前のわが国で注目を集める度合いが、より大きかったと思われる(後掲の「邦語参考文献」を見よ。なお、台湾DV法の翻訳を始めとして、本調査においては、これら邦語文献に助けられることが多かったことを、特に付記させていただきたい)。それは、台湾DV法が韓国DV法よりより後で成立したということだけによるものだけではない。台湾DV法は、被害者の申立てにより裁判所が保護命令を発するという、アメリカ型のシステムを基本とするものであるのに対して、韓国DV法は、検察官の申立てにより家庭法院が保護命令を発するという、「保安処分型」のシステムである。これは、検察官に少年事件の先議権を認めた同国の少年法に倣ったものである(栗栖素子『大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策』(法務総合研究所研究部資料49、2002年)、同「韓国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」罪と罰49巻4号(2002年)31頁、参照)。

アメリカ型の保護命令システムの導入を目指していた日本としては、台湾DV法に自然と目が向くことになったのである。

(2) 民事処分と刑事処分 (Civil Order & Criminal Order)

しかし、加害者更生プログラム命令に関しては、台湾DV法は、アメリカとはやや異なった方法をとっている。

アメリカでは、DVで有罪となった加害者に、裁判所が、probation(刑の宣告猶予)の条件として、加害者更生プログラムを終了することを命じるという刑事処分(命令)(criminal order)を基本としている。多くの州は、そのほかに、民事処分(命令)(civil order)としての民事保護命令の一つとして、加害者に加害者更生プログラムへの参加、あるいは薬物・アルコール治療、精神病治療を言い渡す制度を持っているが、刑事処分としての加害者更生プログラムが主力である。しかし、後述のように、台湾DV法の「加害者処遇命令」においては、DV被害者の申立てによって裁判所が言い渡す「通常保護令」(13条)が基本である。すでに民事の保護命令制度を採用している日本DV法も、台湾DV法に倣って、加害者更生プログラムをこれに追加することが考えられるであろう。だが、日本の民事裁判所が民事処分としてここまで命じうるかは、保護命令の導入の際の議論を振り返るならば、大きな問題となるものと考えられる。このことについては、さらに述べることがある(2(4))。

3 台湾DV法の特徴

ここで、台湾DV法全体の特色を、日本法との対比において眺めておくことにする。

(1) 配偶者間暴力と家庭内暴力

「家族構成員の間における身体的、精神的不法の侵害」を「家庭暴力」とする台湾DV法は、配偶者間暴力だけでなく、家庭内における児童虐待、子の親に対する暴力も対象としているが(2条・3条)、これは、日本DV法と異なる点である。台湾が立案に当たって参考にしたとされるアメリカのModel Code on Domestic and Family Violence(1994)も、文言上は親の子に対する暴力行為も対象としている(See Sec.102.2.(h))。しかし、アメリカ法においては、DV法はもっぱら配偶者間の暴力を対象とし、児童虐待は別の法律によって処理されるべきものと考えられているのに対して、台湾においては、立案関係者も法実施者も、台湾DV法は、文字通り「家庭暴力防治法」と理解している。もちろん実際には台湾DV法が適用されている対象は配偶者間暴力が殆どであるが、台北市社会局のホームページ(<http://www.fv.tcg.gov.tw/>)が、児童保護、老人保護に関する通報件数を、婚姻暴力のそれとは別に掲げ、しかもその数がかかりの数であることからするならば、台湾DV法が、運用においても、すべての家庭内での暴力を対象としているという考え方が看取しうる。

台湾の関係者によると、このような台湾DV法の観念は、配偶者間暴力も、他の家庭内の暴力と同じように、家族全体の観点から、家庭平和維持の目的で解決されなければならない、という思想に支えられている。

(2) 家庭平和の促進

台湾DV法の家族主義は、「家庭平和の促進」が法の目的(1条)の冒頭に挙げられていることによって、より鮮明になっているといえよう。この点は、日本DV法の前文が、「人権の擁護と男女平等の実現」を法の目標としているのと異なっている。

民間団体である「現代婦女基金会」(後記 2 参照)が作成し、立法院に提出された「第3次草案」では、「家庭暴力の防止と被害者の権利の保護」が法の目的とされていた。しかし、審議の過程で、「家庭の再建」を法の目的とすべきだという意見が強まったため、「家庭平和の促進」が追加されたのである。これによって、「家庭暴力の防止と被害者の権利の保護」を、家族平和の枠内で実現しようとする思考が一段と明確になったといえる。被害を受けている配偶者の多くは、加害者が殴らなくなり、家庭が円満になればそれでいいと思っているのであり、離婚まで望んでいるのではない。このことは、台湾でも同じであることは、台湾で関係者から聞かされたことである。しかし、法律自体がこのようにしたことによって、被害者の権利保護が、家庭平和との関係で相対的に解決されるべき問題であることが認められたことになったために、台湾DV法に対する批判的見解も存在するにいたったのである。

(3) 性暴力とドメスティック・バイオレンス

台湾でも立法を主導したのは女性団体であった。それは最初から、レイプ、人身売買、売買春という女性に対する性暴力禁圧を目指していた。1997年1月には、性犯罪の防止、その訴追、被害者の保護に関する特別法である「性侵害犯罪防治法」を成立させ、翌年6月の台湾DV法の立法に至ったのである。従って、法執行においても、両者の密接な関連が意識されている。中央政府の内政部の中では、「家庭暴力防治委員会」は「性侵害防治委員会」とは分離されているが(<http://www.moi.gov.tw/div6> なお、後述 5 参照)、台北市は、「家庭暴力暨性侵害防治中心」として一括している。女性団体は、次の立法目標をセクシャル・ハラスメントに定めている(後述 2(2) 参照)。

DVは女性に対する性暴力の一つであるという意識が、台湾DV法とその運用に対していかなる影響を与えているかは、日本DV法との対比でさらに検討されるべき問題である。

調査の概要

本調査は、内閣府男女共同参画局の委託により、平成14年8月28日-30日に台北市内で行われたものであり、以下、 - は、これに基づくものであるが、調査と報告書の

作成に当たっては、調査に同行された柑本美和君（現在、上智大学法学部助手）の献身的な協力があつたことを付け加えなければならない。

1 全体のスケジュール

8月28日（水） 午前10時 台湾志林地区地方裁判所
午後2時半 財団法人 現代婦女基金会

8月29日（木） 午前10時 台湾高等裁判所
午後2時半 台北市社会局 家庭暴力及び性侵害防治センター
午後4時半 内政部家庭暴力防治委員会・性侵害防治委員会

8月30日（金） 午前11時 法務部矯正局
午後2時 呂旭立紀念文教基金会

2 調査団の構成

町野朔（上智大学法学部教授）、田中愛智朗（内閣府男女共同参画局推進課・配偶者間暴力対策調整官）、柑本美和（国立精神・神経センター成人保健部研究員、上智大学法学研究科）

*カッコ内の身分は当時のもの。

3 各施設・機関での対応者・同席者

台湾志林地区地方裁判所： 邱 璿如（法官）

財団法人 現代婦女基金会： 姚淑文（副執行長）、李仰欽（督導）

台湾高等裁判所： 高鳳仙（法官）、許金標（法務部矯正局編審）

台北市社会局・家庭暴力・性侵害防治センター： 陳正元（社工員）

内政部家庭暴力防治委員会・性侵害防治委員会： 吳素霞（統合規制組組長）、王珮玲（予防科婦幼安全組組長）、他2名

法務部矯正局： 黃徵男（司長）、周輝煌（科長）、許金標（法務部矯正局編審）、余麗貞（檢察官）、李茂生（国立台湾大学法律学院教授）

呂旭立紀念文教基金会： 何静秋（執行長）、呂旭亞（心理学博士）、他スタッフ3名

加害者更生プログラムとしての「加害者処遇命令」

台湾DV法では、加害者更生プログラムは「加害者処遇命令」とされ、DV加害者にアルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を強制することを内容とする。

それは、民事の保護命令として（13条2項10号。以下、条文のみを示すときは、台湾DV法のそれである）、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯し保護観察付執行猶予に付された場合の遵守事項として（30条2項4号）、また、家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役し、仮出獄中保護観察に付された場合に、その遵守事項として（31条）、言い渡される。さらに、家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役中の受刑者に対しても、特別な処遇を行うという規定が置かれている（33条）。なお、台湾刑事訴訟法（252条-1・253-2条）では、検察官が被疑者に一定の遵守事項を言い渡し、その履行を条件として不起訴処分をする「相対的不起訴」という制度があるが、現在のところ、これを加害者更生プログラムに利用していることはないという（6(2)参照）。

以下、各別に紹介する。

1 民事の保護命令としての加害者処遇命令

(1) 概要

保護命令には、通常保護命令（13条）と一時保護命令（15条）の2種類がある。一時保護命令は、さらに、緊急性一時保護命令と一般性一時保護命令の二つに分けられる。

裁判所は、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合には、請求または職権によって法13条2項1-12号に掲げられる通常保護命令を発することができる。通常保護命令には、暴力禁止命令、退去命令、接近禁止命令などと並び、加害者に薬物・アルコール治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を命じる加害者処遇命令がある（13条2項10号）。保護命令に対しては抗告が可能である（19条1項）。通常保護命令の期間は、原則として発令時より1年であるが、当事者および被害者の請求があれば、1回に限って延長が認められる。但し、延長期間は1年以下でなければならない（14条2項）。加害者処遇命令に違反した者に対しては、保護命令違反罪として3年以下の有期懲役、または拘留、もしくは新台幣元10万元以下の罰金が併科される（50条）。

(2) 手続

裁判所は、加害者処遇命令を発する前に、必要な場合には、医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカー等に加害者の鑑定を行わせる（12条2項）。各市・県に設置が義務付けられている家庭暴力防止センター（8条）には、市・県内の医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカーなどといった専門家が鑑定人として登録されている。裁判所から、当該加害者について、処遇命令要否判断のための鑑定が依頼されると、家庭暴力防止センターはそのうちから3名程度を選出して鑑定チームを結成し、地方裁判所に派遣する。通常、鑑定では、加害者の精神状態、心理状態、認知状況、そして再犯の可能性などについて評価

が行われる。裁判官に報告される鑑定結果には、どの程度の期間、どのような治療が必要であるかが明記されており、それに基づき、裁判官は保護命令と一緒に加害者処遇命令を科すか否かを決定する。保護命令には、「医療か心理輔導を、何ヶ月の間、毎週何時間受ける」ということ、及び、「命令を受けた日から何日以内に、戸籍[日本の住民票に類似する]の存する警察に出頭しなければならない」ということのみが記載されている(以上については、なお、4(2))。

台湾・行政院衛生署は、「中央衛生主管機関」として、「家庭暴力加害人処遇規範」を作成し(45条)、内政部・家庭暴力防治委員会がこれを調整する(5条1項5号)。これに基づいて、各地方政府の家庭暴力防止センターが、処遇機関、処遇スケジュール等の具体的な処遇内容を決定する(7条1項5号)。例えば、機関については、台北市では、主に、45条によって行政院衛生署が認定した台北市立療養院、国軍北投医院、新光医院、三軍総医院に処遇を執行させ、さらに、民間団体である財団法人・呂旭立紀念文教基金会(以下、基金会という)にも処遇を委託している(家庭暴力加害人処遇計画規範6項により、カウンセリング・その他の指導については、民間団体等に委託することができる)。加害者は、警察署に出頭した際に、警察官から処遇機関・スケジュールについて指示を受けることになる(家庭暴力加害人処遇計画規範15項)。

(3) 処遇内容

例として、台北市および台北県から委託を受けている基金会のプログラムがある。

加害者に対しては、個人カウンセリングとグループワークを行っている。グループワークについては、これまでに、1グループ4名に対して、フェミニスト理論学習(女性の権利、power and control)、anger controlなどの認知療法、dynamicsの3つを柱にワークを行った。これは、アメリカの様々なプログラムを参考にしながら、台湾の状況に適したプログラムに修正したものである。なお、7(3)参照。

(4) スーパービジョン

処遇の進捗状況は、委託機関から各市・県の家庭暴力防止センターに定期的に報告される。また、加害者の処遇を延長する必要があると思われる場合にも、その旨を家庭暴力防止センターに通知しなければならない。

家庭暴力防止センターは、加害者が治療またはプログラムにきちんと参加しているか否かを監督する義務を負っているため、報告により違反を認知した場合には直ちに警察または地方法院検察署に通報を行う(家庭暴力加害人処遇計画規範21項)。

(5) 費用

家庭暴力加害人処遇計画規範19項では、経済困難な加害者以外は自己負担しなければならないとされているが、台北市、台北県では、加害者処遇にかかる費用は、現在のところ、政府が拠出している。しかし、台北市は、来年(2003年)から、加害者の収入に応じて、

費用を徴収する予定だということである。

2 刑事処分としての加害者処遇命令

(1) 起訴猶予制度

2002年2月の刑事訴訟法改正により、検察官は、被告が、法定刑として死刑、無期刑または3年以上の有期刑が定められていない罪を犯した場合であって、刑法57条規定の事項（量刑にあたって考慮すべき情状）および公共の利益の維持を考慮し適当と考えるときには、その者につき1年以上3年以下の範囲で起訴を猶予できるようになった（刑訴253-1条1項）。さらに、検察官は、起訴猶予の期間、悔悟書の提出、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診を遵守事項として科すことも可能となった（刑訴253-2条1項1-8号）。但し、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診・受講を命ずる際には、被告人の同意を得なければならない。以上の規定によって、法律上は、家庭暴力犯罪または保護命令違反罪についても、検察官は、被告人を起訴猶予とし、本人の同意があれば治療を命ずることが可能となる。

もっとも、2002年8月下旬に、起訴猶予制度についての行政規則案ができたばかりであり、法律の改正は行われたもののまだ制度は動きだしていない状態である。以上については、なお、後述 6(2)参照。

(2) 保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で有罪となり、刑の執行猶予を宣告された被告人は、執行猶予期間中、保護観察に付されることになる（30条）。裁判所は、この場合、必要と考えれば、家庭暴力行為禁止、被害者の住居からの退去、連絡行為禁止、加害者処遇命令などの遵守事項を併せて言い渡すことができる（30条2項1-5号）。ここで、加害者処遇命令とは、薬物・アルコール治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を指す（同条項4号）。なお、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令は不服申し立ての対象になる。

被告人に対する加害者処遇命令要否判断のための鑑定手続、また、執行手続についても家庭暴力加害人処遇計画規範が適用される（同規範24項）。上述の1(2)「手続」を参照されたい。ここでの処遇命令は刑事処分であるにもかかわらず、民事命令と同じ手続で、実質的に同じ機関が執行することについては、後述 3(9); 5(2); 6(1) 参照。

2000年1月 - 2001年5月までの間に出された加害者処遇命令は4件(司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」参照、2002年1月 - 5月に出された加害者処遇命令は1件（台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）と極めて少ない。この点については、1(3); 3(9); 6(3) 参照。

さらに、処遇命令の内容を見ると、アルコール・薬物治療2件、カウンセリング2件、

その他の治療 1 件となっている。台湾 DV 法は広く児童虐待なども対象としているので(3 (1))、これらの命令が DV 加害者に対して言い渡されたものかについては必ずしも明らかではない。

(3) 仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役し仮出獄となった者も、保護観察に付され、必要に応じ遵守事項として加害者処遇命令を言い渡されることがある(31 条)。この場合の加害者処遇命令も、アルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を指す(30 条 2 項 4 号・31 条)。そして、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令と同様、鑑定・執行の手続については、民事の加害者処遇命令の手続が適用される(家庭暴力加害人処遇計画規範 24 項)。

(4) 受刑者に対する処遇

家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役している加害者については、33 条 1 項の規定により法務部が作成した「触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人処遇計画」に従って、処遇が行われる。その内容は次のようである。

鑑定およびその評価

受刑者のインテイク後、刑務所は各受刑者の犯罪原因、動機、品行、境遇、学歴、心身および家庭状況などについて分析を行う。その結果を参考にしつつ、心理的問題を抱えていそうな受刑者に対しては精神科医・サイコロジストの鑑定を受けさせる。鑑定の結果、アルコール依存、薬物依存、精神的または反社会性人格障害などの心的異常が疑われる者は「異常」とされ、まず専門家の治療に付される。このように「異常」が疑われる者の割合は、家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪による受刑者の約 1 割である。そして、異常が認められない残りの 9 割の受刑者には、教誨師(= 刑務官) による補導(生活指導) が行われる。

処遇内容

まず、精神治療についてであるが、台北、高雄、台中は医療監獄であるため精神科医、サイコロジストが常駐しており、医療的措置を行うことができる。さらに、監獄の近辺にある社会資源として、台北には、桃園療養院、桃園榮民医院、八里療養院、高雄には、高雄国軍医院、市立凱旋医院、台中には、国軍台中医院、私立劉昭聖診所があり、医師の派遣を依頼することができる。

薬物依存に関しては、治療を受けられる監獄が決まっており、セラピストやソーシャルワーカーが配置されている。そのため、それらの者を、刑務所長の職務命令によって家庭暴力防治法による受刑者の処遇にあたらせることが可能である。外部の医師や心理士を依頼することもあるが、それほど多くはない。なお、反社会性人格障害者の治療は、刑務所内では殆ど行うことができないので、これを行うことはないとのことであった。

教誨師の輔導とは、法律、伝統的倫理、婚姻相談、親子関係および両性権利の平等などに関する教育を意味する。座学を中心に、集団指導（1、2回）と個人指導（7回ぐらい）の双方が行われる。教材の指定は特に無く、教誨師が自ら適切だと思えるものを採用することが出来る。

(5) 刑法上の保安処分との関係

台湾刑法 87 条によれば、心神喪失のために処罰されない者に対しては、適当な場所で精神治療を施すことができる。心神耗弱により刑が減輕された者が刑の執行を終わった後も同じである。また、同 88 条によれば、薬物使用の罪を犯した者に対しては、刑の執行前に適当な場所において禁絶処分を施すことができる。さらに同 89 条は、酒乱によって罪を犯した者に対して、刑の執行後の禁絶処分を規定している。これらの保安処分の規定は、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯した被告人に対しても適用されるのであり、現に適用されている。

2000 年 1 月から 2001 年 5 月までの間に、家庭暴力罪を犯し監護処分とされた者は 7 名（殺人罪 2 名、傷害罪 3 名、妨害自由罪 2 名。以下、犯罪名は原則的に台湾法の表示による）であり、保護命令違反罪を犯し監護処分に付された者は 1 名であった。また、同期間に、家庭暴力罪を犯し禁絶処分とされた者は 1 名（傷害罪）であり、保護命令違反罪を犯し禁絶処分に付された者は 2 名であった（司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」参照）。さらに、2002 年 1 月から 2002 年 5 月までの間に、家庭暴力罪を犯し監護処分とされた者は 4 名（殺人罪 3 名、妨害自由罪 1 名）であり、保護命令違反罪を犯し監護処分に付された者は 1 名であった。また、同期間に、家庭暴力罪を犯し禁絶処分とされた者は 1 名（傷害罪）であった（台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）。

なお、後述 6(3) 参照。

個別調査

ここでは、 に記した調査の概要を各別に、訪問順に報告する。調査は、加害者処遇命令だけでなく、台湾 DV 法の運用全般に及んでいる。以下、 に紹介したところとの重複を避けつつ報告する。

1 志林地区地方裁判所

志林地区地方裁判所では、邱裁判官に、台湾 DV 法に関する法律事項を中心に質問を行った。

(1) DV法の解釈

2条1項で「家庭暴力」と定義されている「精神の不法な侵害」の内容

一般的・客観的に見て、通常人であれば非常に不快な思いをするような行為がこれに該当する。内政部が作成した「家庭暴力防治中心辯理民事保護令聲請作業説明」によれば、恐喝、脅迫、侮辱、騷擾、器物損壊、精神的虐待などが該当する。例えば、

- ・言葉による虐待。言葉や語調による被害者の虐待。被害者の罵倒、侮辱。被害者あるいはその子を殺害すると脅す行為。
- ・心理的虐待。盗聴、監視などで、被害者に精神的苦痛を与える行為。

実務上は、軽蔑、誹謗中傷、侮蔑、貶めるなどの言動であれば、精神的侵害を認定している（「何で家事をしないんだ」というような言動は該当しない）。また、ストーカー行為や、夜中の無言電話も精神的侵害と認められる。精神的侵害の認定に際しては、医師の診断書までは必要とされず、被害者の子供の証言、近所の人々の証言で足りる。但し、この場合でも、上述の行為が一回行われただけでは十分ではなく、繰り返し行われていた旨の証言が必要となる。

この問題については、さらに、3(2)参照。

2条2項の「他の法律に定める罪」

刑法あるいは特別刑法で規定されているすべての罪であり、限定がないが、傷害罪、妨害自由罪、殺人罪、性自主妨害罪、恐嚇取財罪、妨害婚姻及家庭罪などの例が多い。性自主妨害罪は、原則として、女性裁判官、女性検事が担当することになっている。この犯罪の場合、証拠上事実認定が極めて難しいので、担当を嫌がる者が多い。なお、1999年4月に刑法が改正され（229-1条）、依然として親告罪ではあるものの、配偶者間にも強姦罪が成立することが明示された。

3条1項2号の「事実上の夫婦関係を有する者」

台湾DV法の対象者には事実婚（内縁関係）も含まれている。しかし、台湾民法は届出主義を採らず、婚姻届が提出されていなくても挙式の時点で婚姻が認められる（離婚には届出が必要である）。こうしたことから、事実婚規定をあえて設ける必要性があったかは疑問であるとのことであった。なお、事実婚の認定方法については、「法院弁理家庭暴力案件應行注意事項の壹・丙・二（事実上夫妻関係之認定）」を参照。

逮捕について

現行犯でない家庭暴力罪の場合、警察官は、継続的な危険があり、かつ、「刑事訴訟法で定める令状によらない勾引要件を充たす場合」に限って、無令状逮捕を行うことができる（22条2項）。言い換えれば、刑事訴訟法の規定が充たされない限り、無令状逮捕は認められないということであり、この規定は確認規定に過ぎず、このような規定の必要性には疑問があるということであった。そして、アメリカと異なり、台湾で広く無令状逮捕が認められなかったのは、権力の濫用による人権侵害を懸念したためだと思われるとのことであった。

また、家庭暴力罪の場合とは異なり、保護命令違反罪の場合には無令状逮捕が認められていないが、邱裁判官は、家庭暴力罪を犯す者の多くは、すでに保護命令を言い渡されている者であることを考慮したためであろう、と推察している。

(2) 保護命令一般

保護命令申請と被害者の意思

9条によれば、保護命令の申請は、被害者以外の者、例えば、検察官、警察機関、または直轄市、県（市）主管機関も行うことが可能である。司法院および高等裁判所の統計によれば、申請の約7割は被害者によって行われており、次いで、警察の2割と続く（司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」、台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）。

法律上は、被害者の意に反して、周囲の者が申請を行うことも可能であるが、被害者本人が希望していなければ証拠調査への協力も得られないことになるため、実際には、そのような場合は殆ど想定できないということであった。

警察による保護命令の代理申請を認めるなど警察の関与が顕著であることについては、被害者、女性団体ともに歓迎している。警察の側も、事件として扱えばそれだけ自分の成績が上がるので、家庭暴力事件に関与することに躊躇はないとのことである。

なお、被害者に弁護士やリーガル・アドボケイトが付き添うケースは少ない。

保護命令の際の証明の程度、発令までの審理期間

保護命令には、通常保護命令（13条）と一時保護命令（15条）の2種類がある。一時保護命令は、さらに、緊急性一時保護命令と一般性一時保護命令の二つに分けられる。

1. 一時保護命令

一時保護命令には、疎明で足りる。被害者に負傷の事実があるような場合には、加害者を呼び出すことなく命令を出すことができる。このように簡易な手続きによる発令を認めただのは、被害者の安全を確保することが最重要だと考えられたためである。発令までの審理期間は、緊急性一時保護命令で原則として4時間以内（15条3項）、一般性一時保護命令で1週間程度である。后者の1週間には、送達に要する期間も含まれている。裁判官が決定を下すのに必要な期間は、実際には2、3日程度である。

2. 通常保護命令

通常保護命令を出すためにはその要件の証明が必要であるが、保護命令手続は非訟事件であるため（19条2項）、一般の民事訴訟で要求される証明の程度までは必要でない。また、証拠能力についてもそれほど問題にされることはない。しかし、例えば、被害者が負傷しているときには、負傷の事実のみならず、医師の診断書等も必要となり、さらに、加害者も呼び出さなければいけない。その場合には、被害者の保護を考え、被害者と加害者を同時には呼びださないようにしている。

女性団体の中には、被害者の証言だけで保護命令を出すよう主張するものもある。しかし、何も証拠がないのに命令を発することは不可能であり、暴力が証明できない場合には、

保護命令の申請は受理しない。なお、通常保護命令の審理期間は、2、3ヶ月である。

通常保護命令発令の要件である「必要性」については、1回の暴力で認められるのか、あるいは何回かの暴力行為がなければ認められないのか議論がある。現在のところ、個々の裁判官によって適用状況は異なっている。

3. 加害者の出頭

加害者を出頭させるために、加害者の戸籍に送達する（公示送達をすることはない）。送達の方法については、「法院弁理家庭暴力案件應行注意事項の壘・丙・二十一（保護令之送達）」を参照。

出頭しない加害者も多いが、その場合には、欠席裁判によって、命令が発布される。命令は、裁判官による発令の日から有効となる。逮捕されている場合、出頭させられるケースは極めて少ない。

(3) 加害者処遇命令

保護命令としての加害者処遇命令

裁判所は、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合には、請求または職権によって13条2項1-12号に掲げられた通常保護命令を発することができる。暴力禁止命令、退去命令、接近禁止命令などと並び、通常保護命令には、加害者にアルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を命じる加害者処遇命令がある（13条2項10号）。

裁判所は、加害者処遇命令を発する前に、必要な場合には、医師・サイコロジスト（だいたい、3人1組）等による鑑定を行わせる。志林地区地方裁判所では、鑑定は月に一度しか行われず、その際には数名の加害者の鑑定がまとめて行われる。これは、台北市には地方裁判所が3箇所あり、また鑑定人は本業を抱えていることもあって、鑑定人の数が不足しているためである。しかし、通常保護命令は3ヶ月以内に発するよう決められているため、全ての加害者について、月に一度しか行われぬ鑑定を待つことはできない。そのため、鑑定は必要な場合にだけ限定されることになる。鑑定結果には、どの程度の期間、どのような治療が必要であるかが明記されており、裁判官はそれに基づいて命令を発することになる。なお、鑑定を受けに来ない加害者については、命令の出しようがなく問題となっている。

邱裁判官が加害者処遇命令を言い渡すのは、治療を受けさせないと被害者が危険である、または、暴力とアルコール・薬物の関係が顕著であるような場合であり、月に2、3件程度である。このように危機介入的に加害者処遇命令を言い渡すのは、裁判官は、2年も3年も先の未来を予測することは不可能で、今、目の前にある状況しか判断できないと考えているからである。さらに、通常保護命令には1年間という期間が設けられており、その期間を超えたところまでも判断することはできない。邱裁判官によれば、加害者処遇命令は、理論的にはあったほうがいいとも思うが、執行状況が明らかではないし、効果も明確ではないので、実際には、よくわからないということであった。

民事命令としての加害者処遇命令

邱裁判官によれば、加害者処遇命令のような強権的な民事命令が規定されたのは、女性団体の力が強く働いたことの他に、家庭内の平和維持は、社会問題に発展しうる重要な問題であるため、裁判所は積極的に関与すべきであるという意識が存在したからではないかとのことであった。法律家は、この点について抵抗はないし、議論も特に行われてはいないという。

保護観察付執行猶予の場合の加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で有罪となり、刑の執行猶予を宣告された被告人は、執行猶予期間中、保護観察に付されることになる（30条）。この場合、裁判所は、必要と考えれば、家庭暴力行為禁止、被害者の住居からの退去、連絡行為禁止、加害者処遇命令などの遵守事項を併せて言い渡すことができる（30条2項1-5号）。

邱裁判官は刑事担当の経験がないため、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令についてはよく分からないとのことであったが、おそらく保護観察の遵守事項としての処遇命令の場合、民事の通常保護命令の場合ほど、具体的に命令内容が記述されていないのではないかということだった。

邱裁判官提供の資料によると、1999年11月から2002年7月の間に、地方裁判所が保護命令違反罪で有罪を言い渡した被告人に対する執行猶予率は約24%である。他の犯罪の場合と比べても、執行猶予率はそれほど高いわけではないとのことだった（「志林地区地方法院統計」参照）。

処遇命令言い渡しには、当該加害者の罪状に照らして執行猶予の言い渡しが可能であることが前提であるため、家庭暴力罪、保護命令違反罪を犯したことによって加害者処遇命令を言い渡される加害者は極めて稀であることは、述べたところである（2(2)）。

(4) 台湾DV法の問題点

邱裁判官によると、現行法で検討を要する点は次の諸点である。

一時保護命令に対する抗告

家庭暴力防治法では、一時保護命令が出されたときには、通常保護命令の申請があったものとみなされる（15条4項）。一方で、一時保護命令に対しては抗告を行うことが可能である（19条1項）。そのため、高等裁判所で一時保護命令の抗告が審理されているのと同時に、地方裁判所で通常保護命令の発令について審理が行われるという複雑な状況が生じる場合がある。この点は、修正の必要がある。

通常保護命令の延長について

通常保護命令の期間は、原則として、裁判所による命令言い渡しの時点から1年間であるが（14条1項）、1回に限り1年までの延長が可能である（同条2項）。しかし、例えば、9月1日に失効する命令に対して、被害者が8月31日に延長の命令を申請したような場合には、延長の審理が行われている間、命令が失効している状態が続くことになる。審理に要する期間を考慮し、もっと前から延長の申請が行われるようにする必要がある。

一時保護命令を警察に委ねること

裁判所には、他に抱えている事件が多数あるので、一時保護命令については警察が出せるようにし、不服申し立てについてのみ裁判所が審理すればいいのではないかという意見が存在する。ただ、懸念されるのは、警察に任せただけの場合、申請を受理すらしないケースが出てくるのではないかということである。女性団体は、この点を一番心配しているのではないかと思われる。

和解・調停についての規定

裁判所は、保護命令事件について、調停または和解手続きを行うことができない(12条4項)。しかし、この規定があるにもかかわらず、保護命令申請の撤回が可能である(14条2項)ということは矛盾である。和解または調停ができなければ、脅迫して命令申請を撤回させる事態は十分考えられる。また、撤回してくれれば離婚するという場合もあり、申請が撤回されるケースは少なくない。このような場合でも、裁判所は撤回を拒否することはできない。

2 現代婦女基金会

(1) 概要

1987年に設立された財団法人で、性犯罪、セクハラ、DVの被害者に対して援助活動を行っている。理事長は元国会議員の藩維剛氏で、台湾DV法を推進した人物である。設立当初は、婦女子の社会援助(就労援助など)を行っていた。DV被害者に対する援助は、1988年に開始されている。現在、スタッフは11名(1名を除いて全員ソーシャルワーカーのフルタイムの職員)で、クライアントはDV被害者が最も多い。

運営資金は、中央政府・台北市からの補助金(60%)、財団法人理事会の寄付(20-30%、1人あたり約100万円で、10数名分)、一般からの寄付(10-20%)で賄っている。年間の予算は、1,200万円で、これら全てによっても賄えないときは、理事長が不足額を負担することになっている。中央政府・台北市からの補助金は、防止法制定以前の被害者援助活動が非常に評価された結果である。但し、これらの補助金の用途については、毎年、厳しい監査を受けなければならない。以上の資金に加え、10年以上前から、ケースマネジメント代として、被害者を1人受けごとに1500元(月毎)が台北市政府から現代婦女基金会(以下、基金会という)に支払われている。なお、被害者の弁護士費用、カウンセリング費用などは、市政府から支出される。

(2) 活動内容

訴訟に関わるリーガル・アドボカシー

訴訟書類準備の援助、および裁判所への付き添い等。

公務員教育

まだ法律が施行されてから日が浅く、DVについての知識が不足しているため、内政部からの委託を受けて、内政部職員、検察官、裁判官、警察官、地方自治体職員などへの教育活動を行っている。

基金会によれば、警察官や裁判官は何も知らないのだから、教育を受ける必要があり、警察官や裁判官が、民間団体の講義を受けることに、格段の抵抗はないようであるとのことである。

被害者からの電話相談

基金会の開設時間に限って行われている。

個別カウンセリング

シェルター

開設していない。関係機関にケースをリファーするだけである。

啓蒙活動

啓蒙のためのテレビCMをつくって放送したり、理念宣伝のためのビデオを作成するなど、一般市民向けの教育活動にも力を入れている。また、若い世代に、会の理念を伝えるために、全国の学校を巡回し、意識の高い学生たちを集めてロールプレイを行わせたり、ドラマの指導を行うなど、学生の教育にも力を入れている。時には、教師にも指導を行うことがある。

立法・法改正への関与

セクハラ防止法の検討、DV防止法改正の検討、性犯罪加害者登録制度（台湾版ミーガン法）の検討に関与している。ミーガン法については、法律家は個人情報の問題を懸念しているが、一般の人々はおおむね導入に賛成である。

(3) 加害者処遇命令について

基金会は、加害者処遇を行っていない。しかし、中央政府（内政部家庭暴力防治委員会。5条）、中央衛生主管（加害者処遇実施責任機関。45条）が加害者処遇計画の大枠を検討する際に、アドバイスを行っている。

グループワークなどを主体とした加害者処遇は、台湾でも今年始まったばかりであり、現段階での効果はわからない。しかし、加害者による暴力のサイクルを止めるためには教育が必要であると考えている。特に、基金会に相談する被害者には、もう一度幸せな家庭を取り戻すために、加害者によってほしいと思う人が多く、その観点からも、加害者処遇命令は必要だということである。

裁判官が、加害者処遇命令を危機介入手段として捉えている（1(3)参照）のとは異

なり、基金会では長期的な展望に立ち、加害者の更生改善の手段と認識しているようであった。

(4) 家庭暴力処遇協会について

この協会は、2002年の4月に、学者、実務家（医師、サイキロジスト、ソーシャルワーカー）、有識者などが、家庭暴力の防止を図ること、加害者処遇命令を行う機関を育成することを目的に設立された。基金会の副執行長はこのメンバーである。協会を訪問することはできなかったが、基金でその概要を知ることはできた。

家庭暴力処遇協会の林助教授は、ミシガン州で加害者処遇プログラム（詳細については、林助教授のHPからミシガン州のプログラムにアクセス可能である。http://www.ccunix.ccu.edu.tw/~deptcrm/t_mcl.htm）を学んだ経験から、このプログラムを台湾にも普及させようと、南台湾で実験的にプログラムを展開している（林助教授以前にも、このプログラムを提唱している人はいる）。台湾では、林助教授だけでなく、北投の医師達もプログラムを行っており、これらのプログラムは、既に、13条2項10号の加害者処遇命令として使われている。

処遇協会の所属メンバーは、加害者の問題がアルコールや薬物、精神病などに集約されるとは考えていない。加害者の多くは、アルコールや薬物の乱用とは無縁であり、むしろ、ジェンダーに対する誤った認識から暴力をふるうことのほうが多いと考えている。

(5) 加害者・被害者情報のデータベース化について

裁判官が、加害者の加害行為や被害者の被害状況を軽視している一つの理由は、関連情報全てを入手できていないためだと考えられている。そこで、台湾では、社会局、警察、基金会等の関係機関が有する、被害者の相談記録、加害者に対する通報回数、加害行為歴などといった情報を内政部に集約し、加害者・被害者情報のデータベースを作成しようとしている。これらの情報がデータベース化されれば、全ての裁判官が瞬時に関連情報にアクセスすることが可能となる。

(6) DV被害者のための連携サービス

DVの被害者に対し、より適切なサービスを提供するために、基金会では、2002年の3月から、台北市政府の委託を受け、志林地区地方裁判所において裁判所との連携サービスを開始した。これは、月曜から金曜までの午前8時半から5時半までの間、志林地区地方裁判所に基金会のソーシャルワーカーを常駐させ、裁判に関与している被害者に、必要な法律援助と社会福祉サービスの提供を行うものである。

3 台湾高等裁判所

台湾高等裁判所では、法案起草者である高裁判官に、立法趣旨も含め法律的な事項を中心に話を伺った。

(1) 台湾DV法が「家庭暴力」防治法であることについて

台湾DV法は、配偶者間暴力のみならず、児童虐待、老人虐待まで含め、広く家庭内暴力までをもカバーしている（ 3 (1)参照）。それはどのような理由からか、また、そうしたことで問題は生じていないかが問題である。

高裁判官の意見は次のようである。

この法律は、全米少年・家庭裁判所判事協会（National Council of Juvenile and Family Court Judges）が作成した Model Code on Domestic and Family Violence (1994) になったものである。

確かにカバーしている問題は多岐に渡るが、対象は家族に限られるので、実際の適用範囲は狭い。例えば、家族成員以外の者による児童虐待などは、児童福祉法で扱うことになる。なお、親から暴力を受けている子供も当然保護命令を申請することができるし、実際にそのような例もある。

(2) 「精神的侵害」について

2 条 1 項は、「精神の不法な侵害」も「家庭暴力」としている。高裁判官は、どのような理由でこうなったかについてのかくべつの説明はされなかったが、それは、当然のことだという意識によるものであろう。確かに、殆どの国のDV法はこのようにしているし、日本DV法がむしろ珍しいものなのであろう。

高裁判官によると、父親が娘をレイプしているのを目撃した母親のショックなどは精神的侵害と認定されるだろうということだった。そして、認定に際しては、医師の診断書までは必要とされないが、拳証責任は被害者にあるため、被害を受けている際の録音テープや子供や近所の人々の証言などを証拠として準備する必要があるとのことであった。一方、加害者の証言については、ポリグラフを使用し虚偽か否かを検証する可能性もあるということだった。

(3) 無令状逮捕について

22 条 2 項により、現行犯でない家庭暴力罪の場合に、警察官による無令状逮捕が極めて限られた場合にしか認められなかったのは、憲法違反が問題とされたためであるのかという質問に対して、高裁判官は、憲法問題にまでは発展しなかったと思うとされた。

(4) 保護命令の代理申請等に見られる警察の積極的な関与について

国民は、警察の積極的な介入を望んでいたもので、抵抗は殆どなかった。むしろ、警察の方が介入することにさほど積極的ではなかった。しかし、現在では、警察官は、家庭暴力

事件を扱えば自分の成績になるので、積極的に関与しようとしている。

(5) 離婚の道具として保護命令の申請？

台湾で保護命令が活発に使われているのは、女性たちがこれを離婚要求の道具として利用しているのではないかということは、台湾でいわれることがある。しかし高裁判官によると、そのようなことはないという。

(6) 通常保護命令発令までの期間について

志林地区地方裁判所において、命令発布に要する平均的な時間は、緊急性一時保護命令で4時間、一般性一時保護命令で1週間、通常保護命令の場合には2、3ヶ月と聞いたが、通常保護命令が発布されるまでに時間がかかりすぎているのではないかと、という質問に対して、高裁判官の説明は次のようである。

緊急性一時保護命令の場合には、警察官が証人となるため、裁判所は24時間その場で出すことができる。しかし、法律上は4時間で出すことになっているが、警察官がまず被害者の安全を確保したりする必要がある関係で、実際には4時間では出せないことが多い。

一般性一時保護命令については、法廷での審議を行うか否かは裁判官の裁量による。証拠があり、証人もいるような場合には、加害者を法廷に呼び出す必要はない。日本の保護命令は、この一般性一時保護命令に近いように思われるところである。

通常保護命令は、証拠の優越の程度に証明が必要であるため、証拠収集、証人尋問などを手続きに従って行わなければならない。また、加害者処遇命令の場合には、鑑定を行う必要も生じてくる。そのため、他の命令に比べ、発布までに時間を要するのである。狡猾な加害者は、加害者処遇命令を科すための鑑定を欠席し続けることがある。そのような場合には、加害者の鑑定を行うことなく、被害者側の証拠のみ（薬物・アルコール中毒に罹患しているなどといった証拠）によって欠席裁判を行い、加害者処遇命令を言い渡すことがある。このように加害者の鑑定を行うことなく処遇命令を言い渡すことができるのは、あくまでも民事手続きだからである。

(7) 加害者処遇命令の対象

高裁判官によれば、加害者処遇命令は、酒癖、薬物使癖などの重大な問題を抱えていない加害者、ただ考え方（思想のあり方）に問題がある者に対して科すことを想定したものである。ここには、法律がその立案者の意図と異なって運用されていることがうかがわれ、興味深い。

(8) 加害者処遇命令を民事命令で出すことについて

欧米では、有罪が認定された加害者に対して出される加害者処遇命令が主力である。しかし、台湾DV法では、民事の保護命令として規定された加害者処遇命令が基本をなして

いる。受命者の権利の侵襲性の高いものである加害者処遇命令を民事処分として、民事的証明で出すことが原理的に可能であるかは、我々が疑問に思うところであった。しかし、これに対する高裁判官の考えは次のようであった。

台湾DV法の加害者処遇命令は、アメリカの幾つかの州にならって規定したものである。さらに、台湾では、保護命令として科す加害者処遇命令は、制裁とは考えられておらず、むしろ、被害者の保護を図ることを目的とした福祉的・行政的処分と捉えられている。そのため、問題ではない。

(9) 保護命令としての加害者処遇命令(13条2項10号)と保護観察の条件としての加害者処遇命令の履行(30条2項4号)との相違

保護命令としての加害者処遇命令は民事命令であり、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令は刑事処分であるため、各々の処遇命令を科すに際して要求される証拠の程度が異なる。しかし、実際に行われている処遇の内容、病院などの執行機関は同じである。草案の段階では、処遇の内容は同じでも、執行機関および執行方法は別にするを想定していた。一方、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令の言い渡し件数は極めて少数であり、裁判官の中にはそのような命令があることすら知らない者もいる。

(10) 刑法上の保安処分との関係

家庭暴力罪、保護命令違反罪に対しても、刑罰・保安処分の双方が科されうる。酒乱の加害者には保安処分として禁絶処分が科されることがあるし(刑法89条)、監護処分(いわゆる精神治療)が言い渡されれば、病院に収容され治療を受けることになる(刑法87条)。このような保安処分は、保護観察付執行猶予と同時に科されうる加害者処遇命令に似ていないこともないが、加害者処遇命令はあくまでも刑の執行が猶予された者に対して付加的に言い渡されるものであり、独立に言い渡される保安処分とは異なる。また、例えば、酒乱によって罪を犯した者に対して科されうる禁絶処分は、刑の執行を前提としているため(刑法89条第1項)、加害者処遇命令として科される禁絶治療とは、加害者の罪状、罪質などの点で大きく異なっている。

(11) 被害者保護の施設設置等

被害者を保護する施設は、法成立後にも順調に設置されており、特に問題は無いという。

4 台北市社会局・性暴力・家庭暴力防治センター

(1) 概要

台湾DV法8条の規定により、1999年に台北市が設立した性暴力及び家庭暴力防止のた

めのセンターである。ソーシャルワーカーが中心となり、主に被害者に対する援助を行っている。

台北市はDV法施行以前も、積極的に性暴力の被害者に対する援助や児童・老人の保護を行っていた。性暴力・家庭暴力防治センターは、既存の機関が担ってきた機能と家庭暴力被害者のための機能を統合させたものである。

組織と人員

- ・主任 1 名
 - ・24 時間ホットライン担当者、12 名。11 人が交代制で相談受付の窓口を担当。
 - ・性被害担当者、6 名。
 - ・成人保護担当者、7 名。
 - ・児童少年保護担当者、18 名。
 - ・行政担当者、6 名。
 - ・暴力防止担当者（女警隊と兼職）、1 名。
 - ・医療扶助担当者（衛生局と兼職）、1 名。
- 以上、合計で 52 名。

主なサービス

- ・24 時間ホットライン。
- ・危機介入。
- ・保護命令申請援助・申請代理。
- ・法律扶助。
- ・被害者カウンセリングや心身治療の紹介。
- ・職業やシェルターの紹介。
- ・加害者の指導や強制治療の紹介。
- ・各種教育訓練や啓蒙活動。

(2) 加害者処遇命令について

防止センターと加害者処遇命令

防止センターが加害者処遇に関与するのは、以下の 3 点においてである。

1. 鑑定チームの派遣

防止センターは、台北市内の医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカーなどといった専門家約 30 名を鑑定人として登録している。地方裁判所から、当該加害者について、加害者処遇命令の要否判断のための鑑定が依頼されると、4、5 名を選出して鑑定チームを結成し、地方裁判所に派遣する。通常、鑑定は月一回程度まとめて行われ、加害者の精神状態、心理状態、認知状況、そして再犯の可能性などについて評価が行われる。

2. 具体的な処遇計画作成

鑑定チームによる鑑定結果は、裁判官に報告され、それに基づき、裁判官は保護命令と

して加害者処遇命令を科すか否かを決定する。保護命令には、「医療か心理輔導を、何ヶ月の間、毎週何時間受ける」ということ、及び、「命令を受けた日から 日以内に、加害者の戸籍のある警察に出頭しなければならない」ということのみが記載されている。治療機関、スケジュールなど具体的な処遇計画については、加害者の様々な状況を勘案しつつ防止センターが作成する。加害者は、警察署に出頭した際に、警察官によってそれらの内容を指示される。

3.加害者の監督

加害者が治療またはカウンセリングなどにきちんと参加しているか否かを監督し、違反があれば警察に通報を行う。

台北市の加害者処遇命令

1.加害者処遇命令の種類

台湾DV法に規定される加害者処遇命令には、戒護治療（禁絶処分類似の処分）、精神治療、心理輔導（カウンセリング）、その他認知教育及び指導（認知行動療法など）の4種類があるが、精神治療の場合、入院治療か通院治療かは、初回の医師の診察を経て決定される。台北市では、これまでのところ、入院治療を言い渡された加害者は存在しない。

2.執行機関

2002年7月現在、台北市では、主に、台北市立療養院、国軍北投医院、新光医院、三軍総医院、呂旭立紀念文教基金会の5機関に加害者更生プログラム執行を委託している。このうち、呂旭立紀念文教基金会以外の4機関は、法第45条に基づき行政院衛生署が作成した認定執行機関一覧表に掲載されている。呂旭立紀念文教基金会は、2002年に初めて台北市のリストに加えられた民間団体である（後記 7参照）。

3.費用

前期（1(5)）のように、現在は、更生プログラムの費用は台北市政府が全て拠出しているが、来年以降は、収入に応じて加害者から費用を徴収する予定だとのことである。

4.自発意思の有無

更生プログラム命令は、加害者の自発的意思の有無にかかわらず言い渡されるということである。

5.統計

台湾において、家庭暴力防治法に基づいた処遇計画に従って更生プログラムが開始されたのは、2001年8月である。2001年8月から2002年6月までに、台北市で鑑定が行われた回数は19回、加害者数は51名であった。また、同期間中に、地方裁判所から言い渡された加害者処遇命令数は66件であり、そのうち、遵守違反のため警察通報となったのは15件であった（台北市家庭暴力加害者処遇計画 実績報告書2002年7月版参照）。

さらに、2001年8月以前に、台北市が独自に実施していた処遇プログラムに付された加害者も含めた統計は以下の通りである。

2000年4月から2002年7月までの間に、地方裁判所から加害者処遇命令を言い渡され、防止センターで受理した加害者数は70名であった。

これを処遇内容別に見ると、戒護治療が30名、精神治療が18名、心理輔導（カウンセ

リング)が42名、その他認知教育及び指導が8名である。これらの合計人数が70名を超えるのは、一度に複数の処遇を命じられている者がいるためである。

さらに、執行機関別で見ると、台北市立療養院が25名、国軍北投医院が29名、新光医院が11名、三軍総医院2名、呂旭立紀念文教基金会が1名、その他が2名であった(台北市家庭暴力加害者処遇計画執行情形統計表参照)。なお、呂旭立紀念文教基金会が委託された1名は、認知行動療法を命じられているとのことである。

5 内政部・家庭暴力防治委員会

(1) 概要

内政部家庭暴力防治委員会は、台湾DV法施行を受けて、1999年4月23日に成立した。家庭暴力防止活動を積極的に推進するために、司法、法務、社会、警察、衛生等政府関係機関を連携させたものである。

職務(5条1項1-8号)

- ・家庭暴力防止に関する法規および政策の検討・立案。
- ・家庭暴力防止事項を実施する関連機関の調整、監督、考査。
- ・家庭暴力防止機関が提供するサービスの向上。
- ・国民に対する家庭暴力防止教育。
- ・被害者保護および加害者処遇計画の調整。
- ・行政および民間の家庭暴力処理手続、家庭暴力防止教育推進への協力。
- ・家庭暴力に関する資料の作成等。
- ・地方政府による家庭暴力防止業務推進に対する援助。

組織

委員会は、21名の委員(男女比3:4)からなる内政部家庭暴力防治委員会が上部組織となり、その下に総合規制組、保護扶助組、教育輔導組、暴力防治組の4つが置かれている。その中で、5条1項5号に定められている加害者処遇計画の調整を行うのは、教育輔導組である。

(2) 加害者処遇命令について

概要

加害者処遇命令に関する内政部家庭暴力防治委員会の役割は、処遇規範についてのスーパービジョンを行うことである。加害者処遇命令の執行には全く関与していない。

行政院衛生署が作成した「家庭暴力加害人処遇計画規範」(45条)を調整して、それを、全国的な加害者更生命令の処遇規範として用いさせている(5条1項5号)。各県、市の防止センターは、これに基づいて、さらに自分たちの処遇計画を作成している。

なお、行政院衛生署・家庭暴力防治委員会の処遇計画規範は、保護命令としての加害者処遇命令（13条2項10号）ばかりでなく、執行猶予保護観察遵守事項としての加害者処遇命令（30条2項4号）、仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令（31条）にも等しく適用されるものとされている（家庭暴力加害人処遇計画規範24項）。従って、受刑者の処遇計画としての加害者処遇（33条）だけが、法務部の「触犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人処遇計画」に従って行われることになる。

保護命令としての加害者処遇命令は民事命令として、執行猶予保護観察遵守事項と仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令は刑事処分として出されるものである以上、前者と後2者とでは執行機関も異なる、後2者は国の法務部が所管することになる筈だというのが、我々の感覚であった。しかし、台湾では、以上3者の加害者処遇命令は、すべて台北市のような地方公共団体政府が所管し、必要なときには警察力を用いて、行政院衛生署と内政部家庭暴力防治委員会の作成したマニュアルに従って、これを執行するという仕組みとなっており、これは当然のことと受け取られているようであった。

「心理輔導（カウンセリング）」および「その他の認知教育」について

心理輔導は、主に個人カウンセリングを指している。グループカウンセリングも必要に応じて行われることがあるが、数は多くない。カウンセリングを行うのは、認定心理士である。しかし、台湾では、昨年、心理士法が制定さればかりで、完全施行には至っていない。そのため、現在のところ、カウンセリングは、医師および認定資格を有していない心理士が行っている状況である。

また、日本で言われるようないわゆる加害者プログラムは、台湾では「その他の認知教育」に該当する。これについては、アメリカのやり方を導入してはいるものの、いまだ試行錯誤の段階である。また、グループワークを行うだけの対象者が揃わないこともあり、あまり活発には行われていないようである。

統計

委員会は、加害者処遇命令に関する全国的な数字は把握していないとのことで、統計資料を得ることはできなかった。

なお、2001年1月から12月までの間に、全国の家家庭暴力防治センターが受理した通報件数は34,348であった（家庭暴力防治中心服務案件累計表参照）。

6 法務部矯正局

法務部矯正局では、矯正関係者だけではなく、検察官からも話を伺うことができた。

(1) 台湾DV法の立法趣旨について

広範な適用領域

台湾DV法が、配偶者間暴力のほか、児童虐待、老人虐待、さらには、いわゆる家庭内

暴力までをもカバーしているのは、子供の虐待を通じて、夫が妻を精神的に虐待するという台湾社会の実情を反映しているのではないかという説明があった。

民事命令としての加害者更生命令

未だ有罪が確定していない加害者に更生命令を出すことは台湾DV法の特徴であるが、法理論的には問題とはならないかという質問に対しては、台湾側の出席者の間でも、席上かなりの議論があった。しかし、台湾では、軽微な民事的不法についても、刑事処分と同程度の処分（身柄の拘束等）を行うことについて反発は殆どない。法務部も、このことに問題があるとは考えていない。また、裁判官も国会議員も、この点については殆ど何も考えていなかったのではないかとのことであった。

加害者処遇命令の執行規範と執行方法が同一であることについて

上記のように（ 5(2) ）、保護命令としての加害者処遇命令は民事命令であり、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令は刑事処分であるにもかかわらず、実際に行われている処遇の内容、病院などは同じである。保護観察としての加害者処遇命令は検察官が執行者のようであるが、実際には、民事の加害者処遇命令と同じく、警察官が行っている。しかも、すべて行政院衛生署が作成した「家庭暴力加害人処遇計画規範」に従わなければならない。台湾には、「政府機関一体協働」という原則があり、民事、刑事処分ともに国家作用という意味では同じであるから、同じ機関が行っても何ら問題はない。実際のところ、マンパワーの問題から、加害者処遇を行う治療機関の多くは国公立機関とならざるを得ず、結局は、民事命令でも刑事処分でも同じことになる。法務部としては、これは仕方のないことだと思っている。なお、刑務所内のことについては、あくまでも法務部矯正局の所管であり、受刑者の処遇プログラムを民間団体などに委託することは考えられない。

(2) 起訴猶予の運用について

2002年2月の刑事訴訟法改正により、検察官の不起訴裁量権は次のようになっている。

法定刑として死刑、無期または3年以上の有期刑が定められていない罪を犯した場合であって、刑法57条の事項および公共の利益の維持を考慮し適当と考えるときには、その者につき1年以上3年以下の範囲で起訴を猶予できる（刑訴253-1条1項）。さらに、検察官は、起訴猶予の期間、悔悟書の提出、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診を遵守事項として科すことができる（刑訴253-2条1項1-8号）。但し、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診・受講を命ずる際には、被告人の同意を得なければならない（同条2項）。

以上の規定によって、法律上は、家庭暴力犯罪または保護命令違反罪についても、検察官は、被告人を起訴猶予とし、本人の同意があれば治療を命ずることが可能である。しかし、2(1)で述べたように、2002年8月下旬に、起訴猶予制度についての行政規則案ができたばかりで、法律の改正は行われたもののまだ制度は動きだしていない状態である。ま

た、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングについては、(3)で述べるように、台湾は深刻な治療者不足状態であるため、実際にどの機関が執行を担当するかが大きな問題となってくる。

(3) 受刑者に対する加害者処遇について

受刑者に対する処遇

家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪で有罪とされた受刑者に対する処遇計画は、1999年7月8日に施行された。

1. 鑑定およびその評価

受刑者のインテイク後、刑務所は各受刑者の犯罪原因、動機、品行、境遇、学歴、心身および家庭状況などについて分析を行う。その結果を参考にしつつ、心理的問題を抱えていそうな受刑者に対しては精神科医・サイコロジストの鑑定を受けさせる。鑑定の結果、アルコール依存、薬物依存、精神的または反社会性人格障害などの心理的異常が疑われる者は「異常」とされ、まず専門家の治療に付される。このように「異常」が疑われる者の割合は、家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪で有罪とされた全受刑者の約1割程度である。そして、異常が認められない残りの9割の者には、教誨師(=刑務官)による補導(生活指導)が行われる。

2. 処遇内容

まず、精神治療についてであるが、2(4)で述べたように、台北、高雄、台中は医療監獄であるため精神科医、サイコロジストが常駐しており、医療的措置を行うことができる。さらに、監獄の近辺にある社会資源として、台北には、桃園療養院、桃園榮民医院、八里療養院、高雄には、高雄国軍医院、市立凱旋医院、台中には、国軍台中医院、私立劉昭聖診所があり、医師の派遣を依頼することができる。

次に、反社会性人格障害者の治療は、刑務所内では殆ど行うことができない。心理士は、昨年、心理士法が制定されたばかりということもあり、機動力にはなっていない。

薬物依存に関しては、治療を受けられる監獄が決まっており、セラピストやソーシャルワーカーが配置されている。そのため、それらの者を、刑務所長の職務命令によって家庭暴力防治法による受刑者の処遇にあたらせることが可能である。

なお、外部の医師や心理士を依頼することもあるが、さほど多くはない。というのも、台湾では、精神科専門医が不足しており、140万名の精神病患者を約600名の精神科専門医が診ている状況である。この人数で、性犯罪、家庭暴力罪、麻薬犯罪などの治療全てを行うのは到底無理である(参考までに、台湾の現在の人口は2000万人。10年前の精神科専門医数は約400名であった)。

教誨師は、法律、伝統的倫理、婚姻相談、親子関係および両性権利の平等などについての教育を行う。座学が中心であるが、集団指導(1、2回)と個人指導(7回ぐらい)の双方を行っている。教材についての決まりはなく、教誨師が自分で適切なものを採用することができる。

3. 統計

DV法上の罪を犯し、収容されている受刑者は2002年6月末現在、142名であり、そのうち女性は1名であった。台湾DV法によれば、男性が女性を訴えることも可能ではあるが、自己の面目がつぶれることを恐れ、訴える者は殆どいない。この142名の受刑者の多くは、配偶者、元配偶者あるいは内縁関係にある者に対する罪によって有罪判決を受けた者である。

保安処分との関係

保安処分の規定は、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯した被告人に対しても適用され、重度の精神病に罹患した受刑者の場合は、監護処分に付されている。

保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令数が極めて少ないのに対して、保安処分がかなり言い渡されているということは、執行猶予にはしたくないという裁判官の考えが働いているのではないか、ということであった。

7 財団法人・呂旭日記念基金会

(1) 概要

1989年3月に設立された財団法人で、被害者を中心とするクライアントに心理カウンセリング主体の援助を行っている。加害者に対しては、台湾DV法成立以前は自発的な意思のある者に対して、成立以後は、裁判所の命令に基づき台北市、台北県から委託を受けた者についてサービスを提供している。被害者援助を中心に行っていたので、加害者のプログラムを行うことに最初は抵抗があったということである。

学生や教員に対する啓蒙活動も、この基金会の重要な役割の一つである。台湾DV法49条によって、小中学校は家庭暴力防止に関する教育を授業に導入しなければならないからである。基金会では、学生に直接指導することもあるし、教員を指導することもある。教材は、台湾政府教育部の両性平等委員会が作成しているものを使用している。なお、裁判官や警察官、検察官などに対する教育は行っていない。

(2) 実績

2002年6月まで、台北県から委託を受け、1加害者グループ4人に対しグループワークを行っていた。昨年までは、個人カウンセリングのみを行っていたが、今年からグループワーク方式に変更するよう台北県に依頼した。従って、呂旭日基金会が、DVの加害者にグループワークを実施したのは今年が初めてである。もともとは6名のグループであったが、1人が逃亡、1人は妻が申立てを撤回したため最終的に4人になった。

加害者たちは、年齢30～50歳代の男性であり、高学歴ではなく（専門学校レベル）、低度的人格障害、反社会性人格障害に罹患していた。なお、加害者の経過は良好であったそうである。なお、高雄市にも、DV加害者に対しグループワークを行っている団体があるとのことであった。

(3) 加害者更生プログラムの概要

プログラムは、フェミニスト理論習得(女性の権利、power and control)、認知療法(anger control など)、dynamics の 3 つから成る。アメリカの様々なプログラムを参考にしながら、台湾の状況に適したプログラムを作り上げている。スタッフの 1 人がシアトルに加害者プログラムを学びにしているが、そこで、学位や資格を取得したというわけではない。加害者は、処遇プログラムの期間中、別居命令が出ていない限り、被害者と同居している場合が多い。プログラムのスケジュールはきちんと作成されており、プログラムの進捗状況は、台北市、台北県の防止センターに定期的に連絡される。また、台北市、台北県などへの報告書の他に、基金会独自のチェックリストを作成している。

進捗状況は被害者にも連絡され、さらに、ある加害者のプログラムが終了した後は、その被害者に加害者のその後の状況を尋ねるといったフォローアップも行っている。なお、ある加害者にプログラムを行っている間、この基金会は、その加害者の配偶者に援助を行うことはない。

(4) その他

アメリカなどと大きく異なる点の一つに、台湾では、配偶者間で暴力事件が生じると、男性側、女性側の親戚全体が関与してくるという点が挙げられる。「家族」という単位が依然として根強く存在しているためだと思われる。

現段階では、台湾全土で実施されている、加害者更生プログラムの数はそれほど多くない。しかし、やれば改善の効果は見られるので、今後は、もっと広範に処遇プログラムを実施すべきであるというのが、呂旭日記念基金会の人々の意見であった。

結論

1 台湾DV法における加害者更生プログラム

(1) 「加害者更生命令」の現実

台湾においては、加害者更生命令は、民事保護命令として、執行猶予における保護観察として、仮出獄における保護観察として、矯正施設内での処遇として、実行されている。そのうちがよく用いられ、の刑事処分・行刑としてのそれは多くない。

また、も、crisis intervention の手段として用いられる傾向があり、そのために、薬物・アルコール中毒の治療命令、精神病院入院命令、精神科治療命令が多く、group therapy 受講命令が発せられた例は、訪問時には 1 件しかなかった。これに対して、精神

病院送致、禁絶処分という刑法上の保安処分がDV犯罪者に言い渡されることが多いことには、このような加害者更生命令の使われ方と共通のものがあると考えられる。台湾法務部が、¹⁰において、DV犯罪者に精神科治療、薬物中毒の治療を中心とした処遇計画を導入したこともそうであろう。

もちろん、民間において台湾DV法制定を主導し、DVに取り組んでいる関係団体、「加害者処遇命令」を実際に監督している「行政院衛生署」は、アメリカで中心的に行われてきた group therapy program の導入の必要性を認識している。しかし、現在のところ、心理学・精神医学の専門家が少ない台湾にあっては、警察介入によるDV犯罪の防止、DV被害者の援助、保護命令の迅速な発令、DV犯罪者の処罰という、DVへの初期的あるいは直接的対応が重視されなければならない状況にある。「本来の加害者更生プログラム」の充実は、少し先になるものと思われる。

(2) 家庭平和と加害者更生プログラム

台湾DV法が「家庭平和の促進」を終局的な目標とするものだとすると、「加害者更生処分」は、DV加害者を「殴らない夫」にして家庭復帰させることを目的とすることになる。もし、日本法のように「人権の擁護と男女平等の実現」が目的だとするならば、それ以上のこと、例えば、暴力のサイクルを絶ち、「女性を支配しようとしぬ男」「女性を殴らない男」にすることを目的とすることにもなるだろう。

しかし、上記のように、DVに対する即事的対応が中心の台湾DV法においては、まだ、このような考え方の相違が顕著になるような事態には至っていない。

2 日本法と加害者更生プログラム

わが国のDV法が加害者更生プログラムを導入することの是非、その態様のいかに考えるにあたって、以上のような台湾法の状況は幾つかの示唆を与えるように思われる、紙数の関係もあり、以下、簡単にポイントだけを示すに留める。

(1) 加害者更生プログラム導入の必要性

日本ではようようにDV法が成立したが、保護命令が不十分である、シェルターも不十分である、警察介入による被害防止の態勢が十分に整えられていない、などの基本的といっていい多くの問題が指摘されている。そのようなところでは、加害者更生プログラムの導入を行う前に、これらの問題への対応が先決だという意見もありうるだろう。

また、もし加害者更生プログラムにしても、一気にアメリカ的なセラピー・プログラムに進むのではなく、最初は、台湾で専ら行われているような、精神科治療命令、薬物中毒治療命令などから行うことも考えられる。

(2) 任意と強制

特に、心理療法を中心とした加害者更生プログラムは、任意の参加でなければ効果がないのではないかと、という意見もある。しかし、完全な任意参加では無意味であるという意見が、関係者の間には多いようである。

通例は、この種のプログラムが刑事処分として言い渡されるときには、DV加害者の承諾を得る、彼が承諾しないときには自由刑の執行を行う、あるいは承諾してプログラムに参加したが完遂しなかったときには、probation を取り消し自由刑を執行する、という半強制的方法がとられる。民事命令である保護命令の一種としてこのようなプログラム受講を命令するときには、本人の承諾を得る運用がなされているかは、台湾では詳らかにしなかった。しかし、保護命令と同じ扱いだとするなら、本人の承諾の有無にかかわらず命令を発し、DV加害者がそれに従わなかったときには処罰する、ということになる。

(3) ダイバージョンと加害者更生プログラム

加害者更生プログラムを刑事処分として行うとき　そしてこれが、アメリカでの一般的な方法である　には、それは刑事司法過程からの離脱である diversion として行われることになる。日本では、執行猶予に付加される保護処分として導入されることになる。しかし、配偶者への執拗な暴力を繰り返すが、殺人・傷害致死にまで至っていないDV加害者は、検察官の段階で起訴猶予になる例が殆どであると思われる。要するに、加害者更生プログラムに適合すると考えられるDV加害者が起訴されて、執行猶予の判決を受ける事態が生じることは極めて稀であることが予想されるのである。そこで、検察官の起訴猶予という diversion の先に加害者更生プログラムを付加することも考えられる。しかし、これは、検察官に新たな権限を認めるものであり、その訴追裁量権のあり方をめぐり、大きな問題を生じさせることになるのは必至である。

日本ほどではないであろうが、同様に検察官に広範な訴追裁量権を認めている台湾が、diversion ではなく、当事者の申し立てによる保護命令の一つとして加害者更生プログラムを規定したのはこのためである。他方、韓国は、検察官がDVの事案を家庭保護事件と認定して、裁判所に対して保護命令、加害者更生プログラムを請求する権利を認めた。これは、少年保護事件に関して検察官の先議権を認める韓国少年法のモデルに従ったものであり、台湾とは逆に、検察官の権限に加害者更生プログラムの運用を委ねたものである。

(4) 民事命令と刑事処分

民事命令として、裁判所が加害者更生プログラムの受講命令を発するときには、その手続が問題である。

民事裁判所が、このような本人にとって負担の大きい処分を、DVの事実、本人が将来DVを行う危険性などの要件が証拠の優越 (preponderance of evidence) 程度に立証されたことで出すことが原理的に許されているかは、一つの問題であるように思われる。日本DV法が、かなり難しい疎明方法によって初めて保護命令を可能としたときにも、依然として実務の間では抵抗感が強かったことを考えるなら、現行法の保護命令と同じ手続で加

害者更生命令を出しうるとすることは妥当でないように思われる。冒頭に紹介したように、台湾DV法においては、加害者更生命令は通常保護命令の一つとして規定され、一時保護命令として出すことは認められていない。そして、鑑定が行われるのが通常であり、そうでないときにも必ず加害者を出頭させて審理が行われる。日本でも、民事命令として行うとしたなら、このような配慮が必要であり、現在ある種類の保護命令とは異なって、迅速性のある程度犠牲にした、より慎重な審理によって発布することが許される、新たな命令を作ることが必要になると思われる。このことは、他方では、日本の保護命令発令の手続を見直すことにもなることが考えられる。

(5) 加害者更生プログラムの実行

加害者更生プログラムの実行をどのような形態で行うかも問題である。アメリカでは、probationとして加害者更生プログラムが行われるときにも、政府が民間団体と契約を結び、後者がプログラムを実施するという形態をとる。Probation officerなどの政府職員、警察がモニタリングを担当する。台湾もほぼこれと同じ方法をとっているようである。

しかし、このようなやり方は、日本には例がない。他方では、法務省保護局がすべてを取り仕切るというこれまでの日本の保護観察のやり方をここでもとったほうがいいかは、ここでは問題かもしれない。現在国会で審議中の、「心神喪失者等医療観察法案」における「入院によらない医療」のシステムなどを参考にしながら、さらに考えなければならない問題である。

[参考文献]

1 邦語参考文献

- ・ 陳慈幸「台湾家庭暴力防治法に関する紹介」比較法雑誌 33 卷 3 号 215 頁（1999 年）。
- ・ 諸外国における女性に対する暴力研究会 = 学校法人渡辺学園東京家政大学女性学研究室『第 1 部 台湾』『諸外国における女性に対する暴力についての施策 委託調査報告書』（1999 年）1 頁。
- ・ 戒能民江（編著）『ドメスティック・バイオレンス防止法』（尚学社、2001 年）136-161 頁。
- ・ 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』（不磨書房、2002 年）180-184 頁。

2 中国語参考文献

- ・ 高鳳仙『家庭暴力防治法專論』（五南圖書出版公司、1998 年）。
- ・ 内政部家庭暴力防治委員会（編）『家庭暴力防治法規累編』（2001 年）。

第 2 部 資料

末尾添付の台湾資料一覧

1 法文等

	頁
家庭暴力防治法	181-189
家庭暴力防治法 和訳	190-201
刑法「保安処分」部分 和訳	202
刑事訴訟法「不起訴」部分	203-204
家庭暴力加害人處遇計画規範	205-207
家庭暴力加害人處遇計画規範 和訳	208-210
家庭暴力加害人處遇計画處理流程	211
家庭暴力加害人處遇計画處理流程 和訳	212
行政院衛生署評鑑合格之医学中心等資料表	213-215
触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人處遇計画	216
触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人處遇計画 和訳	217-218
家庭暴力防治中心辦理民事保護令聲請作業說明「家庭暴力」	219
法院弁理家庭暴力案件應行注意事項	220-225
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程說明	226-228
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程說明 和訳	229-232
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程	233
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程 和訳	234

2 統計資料

	頁
司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」	237-247
台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」	248-253
志林地区地方法院 保護命令違反罪に対する執行猶予割合の統計	254
台北市家庭暴力加害者處遇計画 実績報告書 91 年 7 月版	255
台北市家庭暴力加害人處遇計画執行情形統計表 (89 年 4 月 ~ 91 年 7 月)	256
家庭暴力防治中心服務案件累計表 (90 年 1 月 ~ 12 月)	257
矯正局統計資料 (91 年 6 月)	258

